

令和4年12月13日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
日特建設（株） 東京都中央区東日本橋3-10-6
令和4年12月13日～令和5年1月26日（1ヶ月2週）
地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である日特建設（株）は、令和4年7月27日、新潟支社発注の「北陸自動車道 R3新潟管内橋梁補修工事」において、はく落対策工の施工を行うための吊り足場（クイックデッキ）設置中、高所作業車から足場上へ足場板の受け渡しを実施していた際に、吊り足場上でパネルを受け取っていた作業員が後ろに下がったところ誤って踏み外し、高さ5m程度の足場上から地面へ落下し負傷するという安全管理措置の不適切による工事関係者を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上